

(内規) 理事および代議員の公募方法の件

一般社団法人法規により、当法人の理事会および代議員会の構成員の任期は定款成立日を起点として2年過ぎた時点で開催される定例代議員大会までとなる。その後、これらの構成員の改選には定款成立日を起点として2年過ぎた時点毎に開催される定例代議員大会での承認が法的に義務化されている。

新たな理事ないし代議員を選抜する方法は以下である。

なお、新たな理事候補および新たな代議員候補へは随時に応募できるものとする。

(新理事の公募方法)

新たな理事候補は以下のいずれかの方法で申請し、代議員大会での承認決議に伏す。

(1) 現理事の推薦書 (本人署名・捺印付き同意書を添付する)

(2) 代議員からの立候補

応募する代議員は理事立候補届出書(本人署名・捺印付き)を提出する。同封物は理事としての抱負、顔写真付き履歴書、過去5年の業績一覧とする。現理事会は理事候補の適否を書面などで審査し、候補の適否を確定する

*法的に代議員大会での承認をされた理事を登記登録する必要があり、この登記料は学会負担となる。

(代議員の公募方法)

学会定款第6条の2にて「代議員を選出するために必要な細則は理事会において定める」との事項を受けて、理事会により下記の方法が策定された。

新たな代議員候補は以下のいずれかの方法で申請し、代議員大会での承認決議に伏す

(1) 現理事・現代議員の推薦書 (本人署名・捺印付き同意書を添付する)

(2) 一般会員からの立候補

新たに代議員へ応募する一般会員は代議員立候補届出書(本人署名・捺印付き)を提出する。同封物は代議員としての抱負、顔写真付き履歴書、応募者を除く本学会の会員4名による推薦人名簿および活動業績を提出する。

* 代議員は法的には登記登録が不要である。学会定款のとおり本会は代議員をもって社員としており、法律に言うところの一般社団法人の社員総会を代議員大会としているところである。

理事候補立候補ならびに代議員立候補の関連文書の郵送先は、学会本部宛である。

(内規) 理事および代議員の改選方法の件

一般社団法人法規により、当法人の理事会および代議員会の構成員の任期は定款成立日を起点として2年過ぎた時点で開催される定例代議員大会までとなる。その後、これらの構成員の改選には定款成立日を起点として2年過ぎた時点毎に開催される定例代議員大会での承認が法的に義務化されている。このためにこれらの構成員の改選方法を下記に定める。

(理事候補の改選方法)

以下の申請期限は、理事任期末に開催する代議員大会の2週間前とする。

- 1) 現理事全員を対象とし、本人の理事継続意思を確認後に理事候補とし、代議員大会での承認決議に伏す。
- 2) 新たな理事候補は以下のいずれかの方法で申請し、代議員大会での承認決議に伏す。

(2-1) 現理事の推薦書 (本人署名・捺印付き同意書を添付する)

(2-2) 代議員からの立候補

応募する代議員は理事立候補届出書(本人署名・捺印付き)を提出する。同封物は理事としての抱負、顔写真付き履歴書、過去5年の業績一覧とする。現理事会は理事候補の適否を書面などで審査し、候補の適否を確定する。

*法的に代議員大会での承認をされた理事を登記登録する必要があり、この登記料は学会負担となる。

(代議員の改選方法)

定款第6条の2にて「代議員を選出するために必要な細則は理事会において定める」との事項を受けて、理事会により下記の方法が策定された。以下の申請期限は、代議員任期末に開催する代議員大会の2週間前とする。

- 1) 現代議員全員を対象とし、本人の代議員継続意思を確認後に代議員候補とし、代議員大会での承認決議に伏す。
- 2) 新たな代議員候補は以下のいずれかの方法で申請し、代議員大会での承認決議に伏す

(2-1) 現理事・現代議員の推薦書 (本人署名・捺印付き同意書を添付する)

(2-2) 一般会員からの立候補

新たに代議員へ応募する一般会員は代議員立候補届出書(本人署名・捺印付き)を提出する。同封物は代議員としての抱負、顔写真付き履歴書、応募者を除く本学会の会員4名による推薦人名簿および活動業績を提出する。

* 代議員は法的に登記登録が不要である。

理事候補立候補ならびに代議員立候補の関連文書の郵送先は、学会本部宛である。

以上